

マイナンバーで お得にお買い物！



マイナンバー
PRキャラクター
マイナちゃん

問い合わせ マイナンバーカードの取得について 市民サービス課 ☎24・8226
マイナポイントについて ICT改革課 ☎24・8047

9月からキャッシュレス(〇〇ペイなど)で買い物またはチャージをすると、金額の25%、1人あたり最大5,000円分の「マイナポイント」がもらえる制度がスタートします。

たとえば4人家族なら…



5,000ポイント

+



5,000ポイント

+



5,000ポイント

+



5,000ポイント

最大20,000円分の
マイナポイントに！

①まずはマイナンバーカードを作ろう

市民サービス課などの窓口、郵送、パソコンやスマートフォンから申請できます(カードの交付までには2カ月程度掛かります)。

申請窓口 市民サービス課、小松駅前行政サービスセンター、南部行政サービスセンター
窓口申請に必要なもの 通知カード、身分証2点(免許証や健康保険証など)、住民基本台帳カード(持っている人のみ)、顔写真1枚(窓口で無料撮影できます)



②マイナポイントを予約しよう

マイナポイントの利用には、マイナポイントの予約が必要です。

※マイナポイントの予約者数が上限に達した場合、予約を締め切ることがあります。

マイナポイントの予約をサポートします

支援窓口 市民サービス課、小松駅前行政サービスセンター、南部行政サービスセンター

必要なもの マイナンバーカード、設定した利用者証明用電子証明書のパスワード(4桁)

自宅からも予約できます

対応したスマートフォンやカードリーダーが付属したパソコンでも予約できます。

詳しい設定方法はこちら▶



③マイナポイントでお買い物！

7月

ステップ1

(マイナンバーカードを取得、マイナポイント予約後)
利用したいキャッシュレス決済サービスを1つ選択します。

9月～令和3年3月末

ステップ2

ステップ1で選択したキャッシュレス決済サービスで買い物またはチャージすると決済事業者からポイントがもらえます。

ステップ3

付与されたポイントを使って買い物ができます。
※買い物にはマイナンバーカードやマイナンバー(個人番号)は使用しません。



詳しくはこちら！

暮らしの困りごとは 「くらしあんしん相談センター」へ

暮らしの相談窓口を
拡充しました

4月から、あんしん相談センターは「くらしあんしん相談センター」に変わりました。皆さんの暮らしの安心を高めるため、これまでの消費生活相談やDV相談はもちろん、子供への虐待やひきこもりの問題などにも対応します。

問い合わせ くらしあんしん相談センター ☎24・8070



こんな相談受け付けます

消費生活に関すること ☎24・8071
消費者ホットライン ☎188

商品の購入・サービス利用に伴うトラブルや悪質商法の被害でお困りの人の相談を受け付け、問題解決のためのお手伝いをしています。消費生活相談員が公正な立場で対応します。

DV・性暴力など
小松市パープルホットライン ☎24・8178

DV相談員ができることを一緒に考え、そのために必要な情報をお伝えします。

養育・虐待など ☎24・8070 **NEW**

家庭相談員が子育てに関する様々な相談に対応し、個々の状況に応じた解決策と一緒に考えます。

ひきこもりなど ☎24・8070 **NEW**

ひきこもりの問題など、暮らしに関するお悩みに対応します。

※そのほか、弁護士・司法書士・社会保険労務士などの専門家による各種相談も受け付けています(詳しくは13ページ「市民相談」をご覧ください)。



新型コロナウイルスに便乗した悪質商法にご注意！

▶相談事例

- ①市の職員を名乗る者から「助成金の支払いのため、口座番号を教えてください」という電話があった。
- ②マスクの購入が可能であるかのようなメールが届き、注文し入金したが、マスクが届かない。
- ③身に覚えのない商品(マスク、消毒液など)が送り付けられ、高額だったが代金を振り込んでしまった。

▶トラブル回避のポイント

- ・あやしい電話はすぐに切り、メールは無視してください。
- ・絶対に口座情報や暗証番号などを教えたり、キャッシュカードを渡したりしないでください。
- ・送り付けられた商品の代金を支払う必要はありません。慌てて相手に連絡したり使用したりせず、くらしあんしん相談センターにお問い合わせください。

少しでも「おかしいな」と感じたら、くらしあんしん相談センター ☎24・8071までご相談ください。

